

環自総発第 21040110 号  
令和 3 年 4 月 1 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿  
各中核市の長

環境省自然環境局長  
(公印省略)

## 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

令和元年 6 月 19 日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が公布され、第一種動物取扱業者による適正飼養等の促進や不適正飼養に対する都道府県知事による指導等の拡充措置等について新たな規定が設けられた。

改正法は令和 2 年 6 月 1 日に本格施行し、動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定及び幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限に関する規定は令和 3 年 6 月 1 日、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行される。

令和 3 年 6 月 1 日から一部施行される改正法等の内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 動物取扱業に係る飼養管理基準（第 21 条関係）

動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定について、今般、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和 3 年環境省令第 7 号）を新たに制定し、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号）について所要の改正を行った。

また、これに伴い「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号）及び「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 25 年 4 月環境省告示第 47 号）を廃止することとした。

具体的な制定内容等については、別添 1 から別添 3 を参照されたい。

これらの執行に当たっては、基準を満たさない不適切な状態を放置し、速やかに改善する意志がないような悪質な事業者に対しては、勧告、命令、取消処分、刑事告発といった手段を効果的に活用するといった厳格な対応を図ることが重要である。一部の基準の経過

措置期間中においても、体表が毛玉で覆われた状態等の犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準その他の基準は令和3年6月1日から適用されることから、それらを運用して、適正飼養を担保することが必要である。また、従業者の員数（飼養頭数）などの経過措置を定めた基準と現状との乖離が大きい事業者等については、経過措置期間中に基準に適合するよう集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できないと判断される場合は、経過措置期間が終了した後に取消し等を行うことも視野に厳格な対応を図ることが重要である。

なお、これらの対応を円滑に行うため、5月中に策定予定の基準の解説書（仮称）の内容も参照されたい。

## 第2. 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第22条の5関係）

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限に関する規定について、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第79号。以下「平成24年改正法」という。）において、犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行うものに限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないとしていたが、犬猫等販売業者へ与える影響を考慮し、一定期間は販売等の制限を出生後49日とする経過措置が設けられていた（平成24年改正法附則第7条）。

今般（令和3年6月1日）の改正法の一部施行に伴い当該経過措置を定めた平成24年改正法附則第7条が削除され、出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等が制限されることとなった。

なお、専ら文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬※（以下「指定犬」という。）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、出生後56日ではなく出生後49日を経過していれば当該犬の販売等をすることができる特例が設けられている（原始附則第2項）。

この趣旨について、指定犬を専門に繁殖しているブリーダーが、一般の飼養者に直接販売する場合に限って例外措置を設けたものであり、ペットショップが一般の飼い主に販売する場合等には適用されないことに留意されたい。犬猫等販売業者が取り扱う犬が指定犬に該当するか否かについて疑義が生じる場合は、文化財担当部局とも連携し対応を図られたい。

なお、平成24年改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第22条の5の「販売の用に供するための引渡し」には、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持ち込み等が含まれること、本規制は早期の親兄弟等からの引き離しを抑制するために設けられたものであるため、「展示」には、ブリーダーがその事業所において、親兄弟等とともに飼養している状況を購入予定者に見せる行為は含まれないことは、従前のとおりである。

※柴犬、紀州犬、四国犬、甲斐犬、北海道犬及び秋田犬

# 別添 1

## ○ 環境省令第七号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）の規定に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令を次のように定める。

令和三年四月一日

環境大臣 小泉進次郎

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省  
令

### （定義）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

一 運動スペース一体型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所並びに運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬又は猫を飼養又は保管することをいう。

二 運動スペース分離型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所として用いるケージ等並びに運動場として用いるケージ等（以下「分離型運動スペース」という。）の両者を使用して犬又は猫を飼養又は保管することをいう。

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項  
イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。

(2) 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。

(3) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

(4) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

(5) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合につては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

(6) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

□ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

(2) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、そ

の侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

(3) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、

又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(一) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるよう、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるよう、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(イ) 犬にあつては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び

高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。

(ロ) 猫にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上）とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。

(ハ) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

(イ) 犬にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(i)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等

の一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。

(ii) 猫にあつては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあつては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この(ii)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は

保管する場合にあつては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上)とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。

(ニ)

運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(4)

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によつて、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないよう管理されている場合を除く。)とともに、鋸、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

(5)

ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

(6)

ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止

できる構造及び強度とすること。

ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

(3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

(4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

(5) 保管業者及び訓練業者にあつては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

## 一 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合つたものとすること。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

### 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

二 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、

周辺の生活環境を著しく損なわないようにしてこと。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

#### 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たつては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健

康診断（繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

二 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）については、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ホ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

チ 販売業者にあつては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行つた動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に

係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

## 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うこと。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

(2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連續して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連續して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自

由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行いう時間が六時間を超えることに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

口 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲

げる方法により行われるようにすること。

(1) 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

(3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合つたものとすること。

(4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び

安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

(6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(9) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視

によつて観察すること。

## 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他

### の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによつて繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖されることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために

動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

二 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するためには犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを證明できる場合には、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ホ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するためには猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを證明できる場合には、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ヘ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するためには犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するためには犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するためには犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

## 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪が異常に伸びている状態

(4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになつた動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わつた動物を販売又は貸出しに供すること。

二 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察し、健康上の問題があることが認められなかつた動物を販売又は貸出しに供すること。

ホ 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に對して文書（電磁的記録を含む。）を交付し

て説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- (3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- (4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (5) 適切な給餌及び給水の方法
- (6) 適切な運動及び休養の方法
- (7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- (8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- (9) (8)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可

逆的な方法により実施している場合を除く。)

- (10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- (11) 性別の判定結果

- (12) 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

- (13) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

- (14) 繁殖を行つた者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行つた者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行つた者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

- (15) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

- (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

- (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ

、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）

- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項へ販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

ト 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予

(6) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

(7) 性別の判定結果

(8) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(9) 当該動物のワクチンの接種状況

(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

チ 競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により亦に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たつては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たつては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。

又 ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ

等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。

ル ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合つたものとすること。

ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

力 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが

妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

ヨ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

タ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ソ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。た

だし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ツ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ナ 展示業者及び訓練業者であつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようすること。

ラ 貸出業者であつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び

習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようすること。

ム 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ウ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

ヰ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないように行うこと。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

(2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

(3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

才 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場

合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によつて生存の機会を与えるよう努めること。

ク 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ヤ 毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

マ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録

年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

(2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関する誤った理解を与えることのない内容とすること。

フ 販売業者にあっては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- (3) 性別の判定結果
- (4) 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
  - (5) 生産地等
  - (6) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

コ 法第二十二条第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

エ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

テ 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

# 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
- (2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- (3) 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
- (5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- (6) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

口 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼養施設は、規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。
- (2) 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
- (3) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
- (4) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (5) 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法に鑑み、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。
- (6) 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。

(7) 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。

(8) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

(9) 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に鑑み著しく不適切なものでないこと。

(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

(二) 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

(四) 動物によつて容易に損壊されない構造及び強度であること。

(五)

ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし

、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(イ)

犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるよう、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(ロ)

犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるよう、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(ア)

犬にあつては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高

の二倍以上）とすること。

(ii) 猫にあつては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上）とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。

(iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあつては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

- ① 犬にあつては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあつては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この①において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管

をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。

② 猫にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この②において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上）とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三

段以上の構造とすること。

(iv)

運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(11)

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によつて、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、

ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないよう管理されている場合を除く。）とともに、鋸、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

(12)

ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

(13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

八 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

(3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。

(4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

(5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

## 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合つたものとすること。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

## 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が

防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

口 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

#### 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。
- (2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- (3) 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。
- (4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。
- (5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- (6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発

生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

口 謙渡業者（届出をして謙渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、謙渡しに当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行つた動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を謙渡先に交付すること。また、当該動物を謙渡した者から受け取つた疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

## 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 届出をして展示業を行う者にあつては、長時間連續して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連續して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

口 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

- (1) 輸送設備は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。
- (2) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- (3) 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- (6) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(7) 謙渡業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによつて繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかる 것을避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数

を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ニ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ホ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の

用に供するためには犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するためには犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

## 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪が異常に伸びている状態

(4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

口 謙渡業者にあっては、謙渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、謙渡しに当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を謙渡先に対して説明すること。

(1) 品種等の名称

(2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

(3) 適切な給餌及び給水の方法

(4) 適切な運動及び休養の方法

(5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ハ 届出をして貸出業を行う者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1) 品種等の名称

(2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

(3) 適切な給餌及び給水の方法

(4) 適切な運動及び休養の方法

(5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

二 ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。

ホ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合つたものとすること。

ヘ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト 幼齢な犬、猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進

するためには、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヌ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ル 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヲ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ワ 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようすること。

力 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。

ヨ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

タ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

レ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。

ソ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ツ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

ネ 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 譲渡業者にあつては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

(2) 謙渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に對して十分な耐性が備わつた動物を謙渡し又は貸出しに供するよう努めること。

(3) 謙渡業者にあつては、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、

謙渡しに当たつて、あらかじめ、これら的情報を謙渡先に對して説明するよう努めること。

(一) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

(二) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

(三) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその

#### 予防方法

(四) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(五) 四に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

(六) 性別の判定結果

(七) 生年月日

(八) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(九) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(十) 口(1)から(5)まで及び(一)から(九)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(4) 届出をして貸出業を行う者にあつては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たつて、あらかじめ、これら的情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその

予防方法

(二) 性別の判定結果

(三) 生年月日

(四) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(五) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(六) ハ(1)から(5)まで及び一(1)から(5)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ナ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によつて生存の機会を与えるよう努めること。

ラ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ム 毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ウ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ヰ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りではない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、第二条第六号ニ及びホ並びに第三条第六号ハ及びニの規定は、令和四年六月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(1)(ニ)及び同号ハ(7)並びに同条第七号ソの規定は適用しない。この場合において、第二条第一号ロ(1)～中

「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)及び同号ハ(7)並びに同条第七号ルの規定は適用しない。この場合において、第三条第一号ロ(10)(五)(イ)中「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて犬を飼養又は保管をしている者における一人当たりの犬の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については三十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二

号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については二十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十頭」と読み替えるものとする。

第四条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて猫を飼養又は保管をしている者における一人当たりの猫の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については三十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十頭」と読み替える

ものとする。

第五条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については三十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については二十頭」とあるのは「犬については二十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については二十頭」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における猫を飼養又は保管

する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については四十頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十五頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については三十頭」とあるのは「猫については三十五頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については二十五頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については三十頭」と読み替えるものとする。

第七条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第二号ただし書の規定は適用せず、令和四年

六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第三条第二号ただし書の規定は適用せず、令和五年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和六年六月一日から起算して一年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

第八条 この省令の公布の日から施行日の前日までの間に獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十九条第二項の規定により交付された健康診断に係る診断書は、第二条第四号ハ及び第三条第四号イ(3)の診断書とみなす。

附則別表第一

									一 飼養又は保管をする犬の頭数	
七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭			二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数	
六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭				三 飼養又は保管をする猫の頭数	
三十頭	三十一頭	三十二頭	三十三頭	三十四頭	三十五頭	三十六頭	三十七頭	三十八頭	三十九頭	四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
二十六頭	二十七頭	二十八頭	二十九頭	三十頭	三十一頭	三十二頭	三十三頭	三十四頭		

十七頭	十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭
十四頭		十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭		七頭
十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	二十六頭
十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭

二十七頭	二十六頭	二十五頭	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭
二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十五頭
四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭
四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十四頭

			二十八頭
	二十四頭	二頭	三頭
二十九頭	一頭	二頭	三頭
備考			

一 犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

二 一人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。

附則別表第二

									一 飼養又は保管をする犬の頭数
七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭			二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数
六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭				三 飼養又は保管をする猫の頭数
二十五頭	二十六頭	二十七頭	二十八頭	二十九頭	三十頭	三十一頭	三十二頭	三十三頭	三四頭
二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	二十六頭	二十七頭	二十八頭	二十九頭	四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数

十六頭	十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	
十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭	七頭			
十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十四頭
十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭	十七頭	十八頭	十九頭

備考 一犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬									
	二十四頭	二十三頭	二十二頭	二十一頭	二十頭	十九頭	十八頭	十七頭	
	十九頭	十八頭	十七頭	十六頭	十五頭	十四頭			
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭
	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭	六頭	七頭	八頭	九頭

又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

一 一人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。

別表（第二条第二号、第三条第二号関係）

									一 飼養又は保管をする犬の頭数
七頭	六頭	五頭	四頭	三頭	二頭	一頭			二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数
五頭	四頭	三頭	二頭			一頭			三 飼養又は保管をする猫の頭数
二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	二十六頭	二十七頭	二十八頭	二十九頭
十七頭	十八頭	十九頭	二十頭	二十一頭	二十二頭	二十三頭	二十四頭	二十五頭	二十六頭

十五頭	十四頭	十三頭	十二頭	十一頭	十頭	九頭	八頭		
十一頭		十頭	九頭		八頭		七頭	六頭	
七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭	十六頭
六頭	七頭	八頭	九頭	十頭	十一頭	十二頭	十三頭	十四頭	十五頭

					十六頭
					十二頭
					六頭
					五頭
					四頭
					三頭
					二頭
					一頭
					十九頭
					十八頭
					十七頭
					十三頭
					四頭
					五頭
					六頭
					五頭

備考

- 一 犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。
- 二 一人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。

## ○環境省令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
（第一種動物取扱業の登録の申請等）	（第一種動物取扱業の登録の申請等）	（第一種動物取扱業の登録の申請等）
第二条（略）	第二条（略）	第二条（略）
2・3（略）	2・3（略）	2・3（略）
4（略）	4（略）	4（略）
一～四（略）	一～四（略）	一～四（略）
五 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条第五号イ(1)に規定する特定成猫の展示時間）	五 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）	五 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）
5～9（略）	5～9（略）	5～9（略）
（第一種動物取扱業の登録の基準）	（第一種動物取扱業の登録の基準）	（第一種動物取扱業の登録の基準）
第三条（略）	第三条（略）	第三条（略）
一（略）	一（略）	一（略）
二 販売業（動物の販売を業として行うこと）をいう。以下同	二 販売業（動物の販売を業として行うこと）をいう。以下同	二 販売業（動物の販売を業として行うこと）をいう。以下同

じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからヘまで及び同号リに定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うこと)をいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、ニ、ト及びリに定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2  
(略)

一〇八 (略)

九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。

十

じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うこと)をいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

(新規)

2  
(略)

一〇八 (略)

(新規)

九

(略)

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

4(6) (略)

第八条 削除

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)  
第十条の二 (略)

一九 (略)

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十条の四に規定する情報提供及び基準省令第一条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二・十三 (略)

(略)

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

4(6) (略)

第八条 (略)

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)  
第十条の二 (略)

一九 (略)

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二・十三 (略)

## 第十条の九 削除

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十二条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「基準省令第二条第七号トとあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中

## 第十条の九 (略)

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十二条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「基準省令第二条第七号トとあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中

、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）」は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞

「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）」は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目

イ・ロ （略）

イ・ロ （略）

田・長 (監)

様式第1 (第2条第1項関係)  
(略)

<u>12</u> 事業所に配置される職員の最低数	(新規)
<u>13</u> 営業時間	(略)
<u>14</u> 大猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び大猫等健康安全計画	(略)
<u>15</u> 添付書類	<p>□登記事項証明書／□申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□役員の氏名及び住所／□大猫等健康安全計画（大猫等販売業者に限る。）</p>

田・長 (監)

様式第1 (第2条第1項関係)  
(略)

<u>12</u> 営業時間	(新規)
<u>13</u> 大猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び大猫等健康安全計画	(略)
<u>14</u> 添付書類	<p>□登記事項証明書／□申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□役員の氏名及び住所／□大猫等健康安全計画（大猫等販売業者に限る。）</p>

<u>16</u> 備考	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------------	---

<u>15</u> 備考	<input type="checkbox"/> 1～7 (略) (新規)
--------------	--

8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

11 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1)・(2) (略)
- (削る)
- (3)・(4)
- 12・13 (略)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事業所に配置される職員の最低数
- (4)・(5)
- 10・11 (略)

様式第4（第4条第1項関係）  
(略)

<u>12</u> 事業所に配置される職員の最低数	
<u>13</u> 営業時間	(略)
<u>14</u> 犬猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	

<u>12</u> 営業時間	(新規)
<u>13</u> 犬猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	
<u>14</u> 添付書類	

<u>12</u> 事業所に配置される職員の最低数	
<u>13</u> 営業時間	(略)
<u>14</u> 犬猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	

<u>12</u> 営業時間	(新規)
<u>13</u> 犬猫等の繁殖を行ふかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	
<u>14</u> 添付書類	

	る。) <input type="checkbox"/> その他(略)
<u>16</u> 登録番号及び 登録年月日	(略)
<u>17</u> 備考	

## 備考

1～7 (略)

8 「12 営業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行なう場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間に入ること。10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1)・(2) (略)  
(3) 事業所に配置される職員の最低数  
(削る)

	1～7 (略) (新規)
<u>15</u> 登録番号及び 登録年月日	(略)
<u>16</u> 備考	

## 備考

1～7 (略)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行なう場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間に入ること。9 「14 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。10 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1)・(2) (略)  
(3) 事業所に配置される職員の最低数  
(削る)

(3)  
12・13 (略)  
様式第6(第5条第1項関係)

(略)

事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／飼養施設の平面図／ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)／飼養施設の付近の見取図  
その他( )

備考

1・2 (略)

3 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。

4・5 (略)

(4)  
11・12 (略)  
様式第6(第5条第1項関係)

(略)

事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／飼養施設の平面図／飼養施設の付近の見取図  
その他( )

備考

1・2 (略)

(新規)

3・4 (略)

様式第7(第5条第3項関係)

(略)

登記事項証明書／役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／第3条第6項に規定する使用者が法第12条第1項第

様式第7(第5条第3項関係)

(略)

登記事項証明書／役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／第3条第6項に規定する使用者が法第12条第1項第

<u>備考</u>	1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図 □その他（ ）
-----------	--

<u>備考</u> (新規)	1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図 □その他（ ）
-------------------	---

<u>備考</u>	「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。 2・3 (略)
<u>様式第11の4 (第10条の6第1項関係)</u>	(略)

<u>備考</u> (新規)	1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図 □その他（ ）
<u>様式第11の4 (第10条の6第1項関係)</u>	(略)

<u>10</u>	備考
-----------	----

備考  
1～4 (略)

5 「6 事業所に配置される職員の最低数」欄には、大又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

6 「8 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。

7 「9 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

8 「10 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。  
(1)～(3) (略)

9～11 (略)

様式第11の5（第10条の7第1項関係）

(略)

<u>6</u>	添付書類
----------	------

登記事項証明書／飼養施設の平面図／ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／飼養施

<u>9</u>	備考
----------	----

備考  
1～4 (新規)

5 「7 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。  
(新規)

6 「9 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。  
(1)～(3) (略)

7～9 (略)

様式第11の5（第10条の7第1項関係）

(略)

<u>6</u>	添付書類
----------	------

登記事項証明書／飼養施設の平面図／ケージ等の規模を示す平面図・立面図（大又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／飼養施

設の付近の見取図
□その他（ ）

備考  
1 「6 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをす  
ること。  
2・3 （略）

備考 (新規)
------------

1・2 （略）

(表面)

	第	号	
年 月 日發行	身 分 證 明 書	写 真	
都道府県知事（市長）			
印			
氏 職 所 生年月日 名 名 屬			

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律  
第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準  
用する場合を含む。）及び第二十四条の二第三項に規定する立入  
検査を行う職員である。

(表面)

	第	号	
年 月 日發行	身 分 證 明 書	写 真	
都道府県知事（市長）			
印			
氏 職 所 生年月日 名 名 屬			

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律  
第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準  
用する場合を含む。）及び第二十四条の二第三項に規定する立入  
検査を行う職員である。

(報告及び検査) 動物の愛護及び管理に関する法律抜き

(報告及び検査) 動物の愛護及び管理に関する法律抜き

**第二十四条** 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求める又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他の關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

(第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等)

2 (略)

**第二十四条の二** (略)

2 (略)

**第二十四条の二** (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求める又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他の關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他物件を検査させることができる。

4 前項及び第二項の規定は、三十万円以下の罰金に処する。

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1. (省略)

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

様式第十二条の二（第十二条の三関係）

（表 面）

第

号

身 分 証 明 書

写 真

生年月日 氏名 所職 分身

年 月 日 発 行

都道府県知事（市長）

印

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

様式第十二条の二（第十二条の三関係）

（表 面）

第

号

身 分 証 明 書

写 真

生年月日 氏名 所職 分身

年 月 日 発 行

都道府県知事（市長）

印

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

- 第二十五条** 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対する勧告若しくは保管の状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査することができる。
- 6 第十四条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む）の長（指定都市の長を除く）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告命令、報告の徵収又は立入検査に關し、必要な協力を求めることがある。
- 第四十七条の二** 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

- 第二十五条** 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対する勧告若しくは保管の状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査せることができる。
- 6 第十四条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む）の長（指定都市の長を除く）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告命令、報告の徵収又は立入検査に關し、必要な協力を求めることがある。
- 第四十七条の三** 第十五条规定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

### （経過措置）

第二条 この省令の施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の登録（法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者の当該登録に係る基準については、なお従前の例による。

第三条 有効期間の満了日の翌日がこの省令の施行日から令和四年六月一日の前日までの間に法第十三条第一項の登録の更新の申請をした者の当該登録の更新に係る基準については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

○環境省告示第三十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年環境省令第八号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和三年五月三十一日限り廃止する。

令和三年四月一日

環境大臣 小泉進次郎

- 1 -

一 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）

二 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成二十五年四月環境省告示第四十七号）